

問題 1 (配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

2006 年 10 月、B は、イタリアン・レストランの経営に供するために、A から土地を購入して、所有権移転登記を経由した。その際、融資を受ける銀行から、この土地の南側に面する公道に接する間口は来客用の駐車スペースの確保のために広い方がいいと言われたため、2007 年 4 月に、西側隣地(以下、本件土地という)をも A から購入した。ところで、本件土地の西端部分は、C が本件土地北側に隣接する自己所有地上に建物を有していたため、同建物から公道に出る際の通路(コンクリート舗装済み。以下、本件通路という)として、長年使用に供してきたものである。B は、この事実を承知の上、本件土地を時価よりも廉価で買い受けた。

上記の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

問 1 (配点 既修者 20 点 第 2 次選抜 10 点)

C は、B が本件土地を取得する以前から、A から通行地役権の設定を受けていたが、地役権の登記がなされていなかったものとする。この場合の BC 間の法律関係について検討しなさい。

問 2 (配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

C は、「本件土地は、自分(=C)が、1985 年 4 月に上記自己所有地を買い受けた際に、本件通路敷地も買い受けたものと信じ、今日まで通路として使用に供してきたものである」と主張している。この場合の BC 間の法律関係について、問 1 との差異に注意しながら検討しなさい。

問題 2 (配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

Aは火災保険会社である。BはAの保険代理店を営んでおり、営業及び保険料の徴収などの業務を行っていた。BはC銀行に「A保険会社代理店B」名義の普通預金口座を開設し、Aの保険契約者から集金した保険料を同口座に入金し、月末にAに送金していた。他方、C銀行はBに対して600万円を貸し付けていた。その後、Bの経営が破綻したため、Bは保険料を入金していた口座の通帳と印鑑をAに渡した。AはC銀行に対して、同口座の預金残高500万円の払い戻しを請求した。これに対してC銀行は、「BはC銀行に対する貸金債務の弁済を遅滞したため、貸金債務と預金債権を相殺した」と主張した。

問 1 (配点 既修者 20 点 第 2 次選抜 10 点)

Aの預金払戻請求を根拠づけるためには、どのような法律構成が考えられるか。Aのなすべき主張を展開せよ。

問 2 (配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

C銀行の相殺の主張を根拠づけるためには、どのような法律構成が考えられるか。C銀行のなすべき主張を展開せよ。

